

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200602号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月7日から平成10年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。平成9年10月から正社員として勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年10月に前の会社を辞めた後、ほぼ間を空けることなくA社に入社した旨陳述している。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の資格取得日は平成10年3月1日と記録されている上、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳においても、請求者の健康保険の資格取得日は同日であることが確認でき、いずれもオンライン記録により確認できる厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、A社の事業主は、資料がないため、請求者の在籍等を確認できないと回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社において、請求期間に厚生年金保険の加入記録がある20人のうち照会可能な19人に照会を行い、8人から回答を得たものの、請求者の入社時期を記憶している者及び同社に係る給与明細書を保有している者はいなかったほか、回答があった8人のうち5人は、A社には試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった旨回答している。

加えて、請求者及び複数の同僚がA社の経理担当者として名前を挙げている者からは回答を得られないことから、同社の入社時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。